
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026年3月23日

インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンス ガイドライン

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・技術契約認定登記管理弁法
- ・20社の日本エンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表
- ・20社の日本エンティティの監視リストへの掲載の公表
- ・銀行保険機関許可証管理弁法
- ・インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンスガイドライン ←今号の注目法令
- ・商業秘密保護規定

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内

させていただきます。

◆グレートチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 43 回(香港)

日時:2025 年 12 月 18 日(木)

「一国二制度・コモンローの基礎から理解するー香港法の全体像と企業実務」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 藤本 博之

第 44 回(中国メインランド)

日時:2026 年 1 月 22 日(木)

「似て非なる中国法」2026 年の中国 正しい理解と戦略」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 45 回(中国メインランド)

日時:2026 年 3 月 19 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方ー‘内卷’時代のコンプライアンス最前線」

講師:スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

:シニア・アソシエイト弁護士 朱 迪

II. 中国法令アップデート(主に 2026 年 2 月 1 日～2 月 28 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

中国商務部は、2 月 24 日に、20 社の日本エンティティを輸出管理コントロールリストに掲載する公告(商務部 2026 年第 11 号)、および 20 社の日本エンティティを監視リストに掲載する公告(商務部 2026 年第 12 号)を公表している。詳細は、[前号のニュースレター](#)の Lawyer's Eye において速報ベースで解説しているので参照されたい。

中国の全国人民代表大会(日本の国会に相当)は 3 月 5 日に開幕したが、同 12 日に、2030 年までの取り組みや目標を定めた第 15 次 5 カ年計画を採択して閉幕した。35 年の 1 人当たり国内総生産(GDP)を 20 年比で倍増させる目標が盛り込まれた。

速報ベースであるが、全体会において重要な法律が 2 本可決されている。1 本目は「民族団結進歩促進法」である。同法は、欧米などが新疆ウイグル自治区やチベットで中国政府による人権侵害があると批判していることを踏まえたもので、中華民族の団結を阻害したと判断した外国の組織や個人について「法的責任を追及する」と明記されている。もう 1 本の「生態環境法典」は、環境分野における法規制(ESG 規制・環境責任等)を初めて法典化したものとして注目される。同法典については、メーカーにとっては影響が大きいと思われるところ、次号の中国法令アップデートにおいて取り上げる予定である。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

技術契約認定登記管理弁法

[ポイント] 本弁法は、自然人や法人等により締結された技術関連契約の認定及び登記手続を規定するものである。当該登記は法的に義務付けられるものではないが、当該登記をすることにより、契約当事者は税金(増値税等)の軽減や免除、ハイテク企業資格の取得等の優遇措置を享受することができる(技術輸出入に関する商務部門における技術輸出入登記とは異なるものである。)。本弁法は 1990 年に公布され、2000 年に改正されて以来、今回 26 年ぶり二回目の改正となる。

今回の重要な改正点は以下の通りである。

1. 登記期限の短縮と大口契約の判定基準の明確化

今回の改正により、認定登記の処理期限が短縮された。従前の規定によれば、登記機関(科技部系)は申請資料を受理した日から 15 日以内に認定登記を完了しなければならないとされていたが、今回の改正により、当該期限は 10 営業日以内に短縮された。大口契約または係争中の契約については、従来通り 30 営業日と規定されているが、大口契約の判定基準が明確化され、原則として取引金額が 500 万人民币元を下回らないものを大口契約と明確に規定している。

2. 機密に関わる契約の取扱い

今回の改正により、認定登記を申請する技術契約に国家秘密に関わる内容が含まれる場合、認定登記を申請する前に機密決定機関より機密解除処理を受け、機密解除証明書の交付を受ける必要があると明確に規定された。または、機密管理資格を有する登記機関に対し認定登記を申請することもできる。

3. 登記申請主体の明確化

今回の改正により、登記を行う主体が明確に規定された。原則として、売主(技術提供者)が登記主体の所在地において登記を行うこととされているが、売主が登記を怠った場合には、技術契約の当事者間で合意があれば、買主(技術被提供者)が登記を行うこともできる。技術輸入契約については、中国国内に所在する買主が登記を行う。

4. 技術契約類型の調整

「中華人民共和国民法典」の関連改正を受け、今回の改正により、技術契約の類型には、従来の技術開発契約、技術移

転契約、技術コンサルティング契約、技術サービス契約に加え、新たに技術ライセンス契約が追加された。

[原文] [技術合同認定登記管理办法](#)(工信部科(2026)18号)

[公布/公表機関]工業及び情報化部(工业和信息化部)

2026年1月23日公布、同日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

<貿易・税関>

20 社の日本エンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表

[ポイント] 同リストについては、[前号](#) Lawyer's Eye において詳細に解説をしておりますのでご参照ください。

[原文] [公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单](#) (商务部公告 2026 年第 11 号)

[公布/公表機関] 商務部(商务部)

2026年2月24日公布、同日施行

20 社の日本エンティティの監視リストへの掲載の公表

[ポイント] 同リストについては、[前号](#) Lawyer's Eye において詳細に解説をしておりますのでご参照ください。

[原文] [公布将 20 家日本实体列入关注名单](#) (商务部公告 2026 年第 12 号)

[公布/公表機関] 商務部(商务部)

2026年2月24日公布、同日施行

<金融>

銀行保険機関許可証管理弁法

[ポイント] 銀行保険機関許可証管理弁法は、新規制定ではなく、2021 年の従来の弁法を基礎とした改正である。監督基準の統一、主体責任の強化、処分制度の明確化、手続の効率化を柱として改正された。本改正は、金融機関に対する許可証管理を体系的に再整備し、監督基準の整合性と透明性の向上を図ることを目的とする。背景として、2023 年 3 月の構造改革により、それまで銀行と保険を監督していた銀行保険監督管理委員会が廃止され、(銀行業に加えて)保険業についても、国家金融監督管理総局の管轄下に移行したことの延長線上にある改正である。なお、証券業については、引き続き、(国家金融監督管理総局とは別の)証券監督管理委員会が管轄している。本弁法は、国家金融監督管理総局により公布され、2026 年 6 月 1 日より施行される。

1. 許可証の統合。従来の「保険許可証」は廃止され、銀行および保険機関は統一された「金融許可証」が使用される。ただし、保険仲介機関については引き続き「保険仲介許可証」が使用される。既存の保険許可証は経過措置として 2028 年 6 月 1 日まで有効とされ、その期間内に金融許可証へ切替手続を行う必要がある。許可証の統一により許可体系が簡素化され、許可を受けた金融機関の識別が容易となる。

2. 主体責任の明確化。各機関は許可証管理の第一責任主体と位置づけられ、許可証管理の内部統制体系への組み込みが義務付けられた。具体的には、専任担当者の設置、年 1 回以上の内部点検の実施、毎年 2 月末までの年度報告の提出などが求められる。また、営業所における許可証原本の掲示、オンライン業務における業務範囲等の公示、変更発生後 10 日以内の情報更新といった公示義務も強化された。

3. 処分制度の整備。違反の程度に応じた段階的な処分基準が明確化され、機関とその責任者をそれぞれ処罰する枠組みが示された。重大な違法行為は上位法に基づき厳格に処罰される。一方、許可の取得・更新・公示義務違反などについては、機関および責任者に対しそれぞれ上限 10 万円の過料が科され得る。軽微な違反については情状を考慮した軽減規定も設けられている。

4. 全プロセス管理の強化。新設機関や変更事項に関する手続期限が明確化され、許可証紛失時の報告義務も定められた。さらに電子許可証の導入が規定され、旧許可証の回収制度も整備された。

本改正は、許可証管理を単なる形式的な行政手続にとどめず、金融機関の内部統制および継続的なコンプライアンス体制の一環として再位置付けするものであり、その制度的意義は大きい。

[原文] [银行保险机构许可证管理办法](#) (总局令(2026)2号)

[公布/公表機関]国家金融監督管理総局(国家金融监督管理总局)

2026年1月27日公布、2026年6月1日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

<経済諸法>

インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンスガイドライン

[ポイント] 国家市場監督管理総局は、2021年4月に、プラットフォーム内事業者(プラットフォーム内で商品又はサービスを提供する事業者)に対して他のプラットフォームでの出店を禁止したとして、アリババ・グループ・ホールディングに対し、独占禁止法違反で180億円の罰金を科し、同年10月には、同様の行為を理由に、美团に対し、同法違反で約34億4200万円の罰金を科している。また、2026年1月には、携程集団(Ctrip)に対し、市場支配的地位の濫用の疑いがあるととして調査を開始するなど、プラットフォームに対する規制を強化している。

こうした中、国家市場監督管理総局は、同月28日、「インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンスガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を公布した。本ガイドラインは、プラットフォーム事業者が独占禁止法に違反するリスクを効果的に防止することを支援・指導すること等を目的としたものであり、独占禁止法に違反するおそれがあるプラットフォーム事業者の行為(以下「リスク事例」という。)やコンプライアンス管理体制の構築方法を提示している。本ガイドラインの主な内容は以下のとおりである。

1. リスク事例

本ガイドラインは、独占的協定や市場支配的地位の濫用をしてはならないとの一般論を示すとともに、行為の種類ごとに、具体的なリスク事例を例示している。例えば、以下のものがリスク事例として挙げられている。

● 独占的協定

- アルゴリズムを利用して、競争関係にあるプラットフォーム事業者と価格設定メカニズム等を統一する行為
- 競争関係にあるプラットフォーム内事業者間の価格カルテルを組織・援助する行為

● 市場支配的地位の濫用

- 合理的な限度を超えた優遇政策等によって競争相手を市場から排除した後、出店料等を大幅に引き上げて不当な利益を得る行為
- プラットフォーム内事業者に対し、競争関係にあるプラットフォームと提携しないよう強要し、違反者には検索順位の引下げ等のペナルティを科す行為
- プラットフォーム内事業者に対し、他のいかなるプラットフォームよりも高い価格で販売しないよう要求する行為

2. リスク管理

本ガイドラインは、プラットフォーム事業者に対し、独占禁止法違反のリスクを評価し、リスクの種類や大きさに応じた措置を講じることを推奨している。また、事業活動の最中において、法令や市場等の変化に応じてリスクを再評価し、コンプライアンス上の提言をすることを義務付けるとともに、事業企画段階等における事前のリスク評価・注意喚起や取引完了後等における事後的なリスク評価も推奨している。さらに、価格計算や検索結果の順位付け等に用いるアルゴリズムについて、技術的手段と人的手段の両面から再確認し、透明性及び説明可能性を確保することも推奨している。

3. コンプライアンス体制の構築

本ガイドラインは、実効性のあるコンプライアンス体制を構築するための具体的な措置を推奨している。例えば、最高コンプライアンス責任者の設置、主要責任者への定期的なコンプライアンスリスクの報告、従業員に対する継続的なコンプライアンス研修の実施、コンプライアンス状況の人事評価への反映などが挙げられている。

[原文] [互联网平台反垄断合规指引](#) (国市监反执一发【2026】16号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监督管理总局)

2026年1月28日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 伊藤 誠悟

商業秘密保護規定

[ポイント] 本規定は、国家市場監督管理総局(SAMR)が商業秘密の侵害行為を取り締まる際に適用されるものである。その主な役割は、「反不正競争法」によって禁止されている商業秘密侵害行為を、実際の行政取締りの現場でどのように運用するかを具体化した「実務マニュアル」としての機能を持つ。本規定は、1995年原国家工商行政管理局令第41号「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」を全面的に刷新するものであり、今後の中国における行政保護の透明性と実効性を高める重要な位置付けとなる。

1. 侵害行為の具体化:反不正競争法第9条への具体的指針(第10条~13条)

本規定は、反不正競争法に規定される侵害行為について、特に行政当局が認定を下す際の具体的な基準を提示している。

例えば「窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子侵入その他の不正な手段により権利者の商業秘密を取得する行為」について、以下の行為が不正な手段に該当すると具体化した。

- (1) 権限なく、または権限の範囲を超えて、権利者が管理する商業秘密を含む、または商業秘密を導出可能な文書、物品、材料、原料等の媒体に無断で接触、占有または複製すること;
- (2) 金銭その他の財産的利益の提供、身体的脅迫その他の方法により、権利者の従業員、元従業員またはその他の団体・個人を賄賂・脅迫・欺瞞して商業秘密を取得させること;
- (3) 権限なく、または権限の範囲を超えて、権利者のデジタルオフィスシステム、サーバー、メールボックス、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等へ無断でアクセスすること、またはマルウェアの設置、脆弱性攻撃等の技術的手段により商業秘密を取得すること;
- (4) 権限なく、権限範囲を超え、または権限期限満了後、権利者の管理下でない電子メール、クラウドストレージ等のネットワークストレージ空間または電子機器へ商業秘密を無断でダウンロードまたは転送すること;
- (5) その他、権利者の商業秘密を取得する不正な手段。

2. 行政調査の開始:権利者が提出すべき「初歩的証拠」(第17条、18条)

行政当局に侵害行為を通報し、調査を開始させるためには、権利者が一定の証拠を提示する必要がある。本規定第17条は、この「初歩的証拠」の内容を以下の通り明確化している。

- (1) 主張する情報が「秘密性」「価値性」「守秘措置」の3要件を満たしていることの証明。
- (2) 侵害の蓋然性を示す以下のいずれかの証拠
 - a. 被調査者が当該秘密にアクセスできる手段又は機会を有することを示す手がかり
 - b. 商業秘密の秘密保持措置が侵害者によって不正な手段で侵害されたことを示す手がかり
 - c. 商業秘密が侵害者によって実際に取得されたことを示す手がかり
 - d. 商業秘密が侵害者によって開示・使用された、または開示・使用されるリスクがあることを示す手がかり

3. 行政上の推定ルール:立証責任の転換(第20条)

本条は、反不正競争法第39条で規定された民事上の立証責任の転換ルールを、行政調査の手続きに落とし込んだものである。

- (1) 協力・説明義務: 調査対象者は、当局に対し関連資料を誠実に提供する義務を負う(第1項)。
- (2) 侵害の推定: 権利者が「アクセスの機会」と「情報の実質的同一性」を証明した場合、当局は侵害行為が存在すると認定することができる(第2項)。
- (3) 抗弁の機会: ただし、被調査者が「適法な手段による取得(独自開発、リバースエンジニアリング、ライセンス取得等)であることを立証できた場合は、この限りでない

[原文] 商業秘密保護規定(国家市場監督管理总局令第126号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市場監督管理总局)

2026年2月24日公布、2026年6月1日施行

執筆担当:中国弁護士 胡 絢静

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。